

墨田区組織条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第3条 墨田区に次の室及び部を設置する。</p> <p>企画経営室 総務部 区民部 <u>地域力支援部</u> 産業観光部 <u>福祉保健部</u> <u>子ども・子育て支援部</u> 都市計画部 都市整備部</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第4条 室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画経営室〔略〕 総務部〔略〕 区民部〔略〕 <u>地域力支援部</u></p> <p>(1) <u>地域力の支援及び協治</u>に関すること。 (2)・(3)〔略〕 (4) <u>文化、芸術及びスポーツの振興</u>に関すること。 (5)〔略〕</p> <p>産業観光部</p> <p>(1)〔略〕 (2) <u>経営等の支援、消費生活その他の経済活動</u>に関すること。 (3)〔略〕</p> <p>福祉保健部</p> <p>(1) <u>高齢者、心身障害者等の福祉の増進</u>に関すること。 (2)〔略〕</p> <p>(3) <u>福祉事務所</u>に関すること。 (4) <u>公衆衛生</u>に関すること。 (5) <u>環境衛生</u>に関すること。 (6) <u>区民の健康増進</u>に関すること。 (7) <u>保健所</u>に関すること。 (8) <u>その他社会福祉及び保健衛生</u>に関すること。</p> <p><u>子ども・子育て支援部</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>企画経営室 総務部 区民部 <u>区民活動推進部</u> 産業観光部 <u>福祉保健部</u></p> <p>都市計画部 都市整備部</p> <p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p>企画経営室〔略〕 総務部〔略〕 区民部〔略〕 <u>区民活動推進部</u></p> <p>(1) <u>協治</u>に関すること。 (2)・(3)〔略〕 (4) <u>文化の振興</u>に関すること。 (5)〔略〕</p> <p>産業観光部</p> <p>(1)〔略〕 (2) <u>消費生活その他経済活動</u>に関すること。 (3)〔略〕</p> <p>福祉保健部</p> <p>(1) <u>児童、高齢者、心身障害者等の福祉の増進</u>に関すること。 (2)〔略〕 (3) <u>保育所</u>に関すること。 (4)〔同左〕 (5)〔同左〕 (6)〔同左〕 (7)〔同左〕 (8)〔同左〕 (9)〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p>

(1) 子ども・子育て支援に関すること。

(2) 児童の福祉の増進に関すること。

都市計画部 〔略〕

都市整備部 〔略〕

都市計画部 〔略〕

都市整備部 〔略〕

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。